

平成二十九年公正取引委員会規則第一号

公正取引委員会の確約手続に関する規則
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に基づき、公正取引委員会の確約手続に関する規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 法第四十八条の二の規定による通知（第七条）

第三章 排除措置計画

第一節 排除措置計画の認定の申請（第八条―第十一条）

第二節 認定（第十二条）

第三節 却下（第十三条）

第四節 認定排除措置計画の変更（第十四条―第十九条）

第五章 排除措置計画の認定の取消し（第二十条―第二十一条）

第六章 排除確保措置計画

第一節 排除確保措置計画の認定の申請（第二十二条―第二十五条）

第二節 認定（第二十六条）

第三節 却下（第二十七条）

第四節 認定排除確保措置計画の変更（第二十八条―第三十三条）

第七章 排除確保措置計画の認定の取消し（第三十四条）

第八章 補則（第三十五条―第三十七条）

附則 第一章 総則

（この規則の趣旨・定義）

第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う確約手続（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下「法」という。）第四十八条の二から第四十八条の九までの手続をいう。以下同じ。）については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
2 この規則において使用する用語であつて、法において使用する用語と同一のもの、これと同一の意義において使用するものとする。（期間の計算）

第二条 期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2 期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和二十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。（用語）

第三条 確約手続においては、日本語を用いる。（公示送達の方法）

第四条 委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。（文書の作成）

第五条 確約手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。（文書の訂正）

2 前項の文書が委員会において作成すべき謄本の場合には、当該謄本を作成した職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。（文書の訂正）

第六条 確約手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。（通知書の送達）

第七条 法第四十八条の二の規定による通知は、疑いの理由となつた行為をしている者又はその代理人に対し、同各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行ふものとする。

第三章 排除措置計画 第一節 排除措置計画の認定の申請（排除措置計画の認定の申請方法）

第八条 法第四十八条の三第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第一号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類
二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
三 その他委員会が法第四十八条の三第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第九条 法第四十八条の三第一項の規定による申請をした者（以下この節から第三節までにおいて「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第十条 前二条の規定により文書を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により委員会に提出しなければならない。
一 直接持参する方法
二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二十六条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第九項に規定する信書便の業務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

第十一条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第八条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。（認定書の送達）

第十二条 法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。
第三節 却下（決定書の送達等）

第十四条 法第四十八条の三第三項の認定を受けた者であつて同条第八項の規定により当該認定に係る排除措置計画（以下この節において「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第二号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類
二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
三 その他委員会が法第四十八条の三第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第十五条 認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者（以下この節において「申請者」という。）は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がされるまでの間、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。（認定書の送達）

第十六条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第十七条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第十四条第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。（決定書の送達等）

第十八条 法第四十八条の三第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第十九条 法第四十八条の三第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 排除措置計画の認定の申請を却下した旨

二 却下の理由

第四節 認定排除措置計画の変更（認定排除措置計画の変更の申請方法）

第十四条 法第四十八条の三第三項の認定を受けた者であつて同条第八項の規定により当該認定に係る排除措置計画（以下この節において「認定排除措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第二号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであることを示す書類
二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
三 その他委員会が法第四十八条の三第八項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

一 認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨

二 却下の理由

第四章 排除措置計画の認定の取消し

(決定書の送達等)

第二十条 法第四十八条の五第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排除措置計画の認定を取り消した旨
- 二 取消しの理由

第五章 法第四十八条の六の規定による通知

(通知書の送達)

第二十一条 法第四十八条の六の規定による通知は、同条第一号に掲げる者又はその代理人に対し、同条第二号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

第六章 排除措置計画

第一節 排除措置計画の認定の申請

(排除措置計画の認定の申請方法)

第二十二条 法第四十八条の七第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第三号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 一 排除措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
- 三 その他委員会が法第四十八条の七第三項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第二十三条 法第四十八条の七第一項の規定による申請をした者(以下この節から第三節までにおいて「申請者」という。)は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、同項の期間が経過する日までに、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がなされているときは、この限りでない。

第二十四条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第二十五条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がなされるまでの間、いつでも、第二十二條第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

第二節 認定

(認定書の送達)

第二十六条 法第四十八条の七第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第三節 却下

(決定書の送達等)

第二十七条 法第四十八条の七第六項において規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排除措置計画の認定の申請を却下した旨
- 二 却下の理由

第二十八条 法第四十八条の七第三項の認定を受けた者であつて同条第七項の規定により当該認定に係る排除措置計画(以下この節において「認定排除措置計画」という。)を変更しようとする者は、様式第四号による申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、当該書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

- 一 排除措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類
- 三 その他委員会が法第四十八条の七第七項の規定による変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

第二十九条 認定排除措置計画の変更の認定の申請をした者(以下この節において「申請者」という。)は、申請書類の記載事項に変更がある場合は、その申請に係る処分がなされるまでの間、変更内容を記載した報告書を委員会に提出することができる。

第三十条 第十条の規定は、前二条の規定により文書を提出する場合について準用する。

第三十一条 申請者は、申請をした日からその申請に係る処分がなされるまでの間、いつでも、第二十八條第二項第三号に規定する書類の提出を追加して行うことができる。

第三節 送達

(認定書の送達)

第三十二条 法第四十八条の七第八項において準用する同条第四項において準用する法第四十八条の三第五項に規定する認定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第三節 送達

(決定書の送達等)

第三十三条 法第四十八条の七第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、申請者又はその代理人にこれを送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 認定排除措置計画の変更の認定の申請を却下した旨
- 二 却下の理由

第三十四条 法第四十八条の九第二項において読み替えて準用する法第四十八条の三第五項に規定する決定書の謄本は、当該認定を受けた者又はその代理人に送達しなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 排除措置計画の認定を取り消した旨
- 二 取消しの理由

第八章 補則

第一節 申請書

第三十五条 確約手続において提出すべき文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

第二節 申請書

一 申請書

二 申請書に添付する書類(第十一条、第十七条、第二十五条及び第三十一条の規定により提出するものを除く。)

三 報告書

2 ファクシミリを利用して文書が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該文書が委員会に提出されたものとみなす。

3 委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した文書を提出させることができる。

(署名及び押印の省略)

第三十五条の二 確約手続において提出すべき文書は、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

(申請の取下げ)

第三十六条 この規則の規定による申請は、当該申請に係る処分がなされるまでは、いつでも取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げは、書面で行なければならない。

(更正決定)

第三十七条 認定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、更正決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附則

この規則は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の施行の日から施行する。

附則(平成三〇年七月一八日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和元年七月一日から施行する。
 附則（令和二年二月二十五日公正取引委員会規則第七号）
 この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の氏名及び氏名

年月日 目的及び趣意 併せてお送りください。法的効果の発生及び公正取引関係に関する法律（昭和25年法律第54号）第4条第3項1号の規定に基づき、下記の内容について認定を受けたい旨を申請します。

1 排除措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

2 排除措置の実施期日

3 検討書類

以下を添付を提出します。

書名	書類の名称	書類の内部の部目（種別）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

- 記
- 排除措置の内容
実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
 - 排除措置の実施期日
上記1で記載した排除措置の内容ごとく、それぞれ実施期日を記載してください。
 - 検討書類
①排除措置が開始し、開始となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が開始されると見込まれるものであることを示す書類及び守りの法的効果の発生及び公正取引関係に関する法律（昭和25年法律第54号）第4条第3項1号の規定を履行する旨を表明した書類を本申請書に添付してください。
併せては、排除措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を監事会等で決議する場合は監事会等の決議書の類、従業員に対する研修を実施する場合は研修の内容、実施する従業員の実施期日を添付してください。
なお、本規則以外の規定で記載されている書類については、日本書体関係文を添付してください。
- 備考
- 本申請書を提出する場合は、本申請書の提出等を確認してください。
 - 代表人が本申請書を提出する場合は、申請書の氏名又は名称及び住所又は所在地が氏名又は住所である旨を記載してください。この場合は、併せて代表者の氏名を添付してください。
 - 監事会等について書面がある場合は、議事録を添付してください。
 - 本申請書は、一丁が書きを記載してください。

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に規定しています。）

記

- 1 詳細調査概要の内容
実施しようとする詳細調査概要の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 詳細調査概要の実施時期
上記1で記載した詳細調査概要の内容ごとに、それぞれ実施時期を記載してください。
- 3 説明書
①詳細調査概要が「疑い」の標記となった行為が指摘されたことを確認するために十分なものであることを示す書類、②詳細調査概要が「疑い」に指摘された行為が認められる見込みがあるかどうかを示す書類及び③そのほか必要と認められる追加の調査に際する依頼書A 8条の7第3項の規定を履行するための必要となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、詳細調査概要の内容として、今後詳細の行為を行わない旨を依頼書等で指摘する場合には当該依頼書の議事録の写、従業員に対する研修を実施する場合に研修と当該依頼書の議事録を添付してください。
なお、日本国以外の国で実施されている業務については、日本国の翻訳文を添付してください。

- 備考
- 1 本申請書を添付する場合には、各申請書の原本を提出してください。
 - 2 代理人が本申請書を提出する場合には、申請書の氏名又は名称又は住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
 - 3 記載事項について書き漏れがある場合は、追加欄に記載してください。
 - 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第4号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

様式第4号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

年 月 日

詳細調査概要計画の変更請求申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の職名及び氏名

念書（申請）書 申請書を受け付けた詳細調査概要計画について、下記のとおり変更したいので、貴委員会が所定の承認を申請いたします。（併付様式2と申請書様式4及び第4条の7第3項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。）

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

3 説明書類

添付書類を提出します

添付書類	書類の内容の区分（規定）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に規定しています。）

記

- 1 変更事項の内容
変更しようとする詳細調査概要計画の内容を、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。
- 2 変更が必要となる理由
認定を要しない詳細調査概要計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。
- 3 説明書類
①詳細調査概要が「疑い」の標記となった行為が指摘されたことを確認するために十分なものであることを示す書類、②詳細調査概要が「疑い」に指摘された行為が認められる見込みがあるかどうかを示す書類及び③そのほか必要と認められる追加の調査に際する依頼書A 8条の7第3項の規定を履行するための必要となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、認定を要しない詳細調査概要計画として今後詳細の行為を行わないことを依頼書等で通知することが確認されているもの、変更の内容及び、変更の旨、変更期間の一部の取扱いを通知することが確認がなされた場合において、変更する詳細調査概要として、当該一部（取扱いの一部）の取扱いに係る依頼書等を添付して提出することを申請する場合には、通知に係る依頼書等を添付する旨の旨の書類を添付してください。
なお、日本国以外の国で実施されている業務については、日本国の翻訳文を添付してください。

- 備考
- 1 本申請書を添付する場合には、各申請書の原本を提出してください。
 - 2 代理人が本申請書を提出する場合には、申請書の氏名又は名称又は住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
 - 3 記載事項について書き漏れがある場合は、追加欄に記載してください。
 - 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。